

基幹水利施設更新支援対策事業（土地改良施設資産評価）実施要領

制定 令和元年7月3日付け農建第81号

（趣 旨）

- 第1 基幹水利施設更新支援対策事業（土地改良施設資産評価）（以下「本事業」という。）の実施については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）によるほか、この要領（以下「本要領」という。）によるものとする。
- 2 本要領は、実施要綱第2の4の実実施計画策定事業のうち資産評価に係るデータ整備等を、土地改良区が実施する場合に適用する。

（事業対象施設）

- 第2 本事業の対象となる施設は、土地改良区が管理する土地改良施設（国営、機構営及び土地改良区営造成施設を除く。）とする。

（事業の申請）

- 第3 本事業の実施を希望する土地改良区は、実施を希望する年度の前年度の10月末日までに、採択申請書（様式第1号）を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出された採択申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、実施要綱第7の1の規定により水利施設等保全高度化事業の採択を東北農政局長に申請するものとする。

（実施地区の採択通知）

- 第4 知事は、東北農政局長から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに採択通知書（様式第2号）により広域振興局長を経由して土地改良区に通知するものとする。

（実施期間）

- 第5 本事業の実施期間は令和元年度から令和2年度までとし、単年度実施とする。

（助成措置）

- 第6 県は、土地改良区が本事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。）及び土地改良事業補助金交付要綱（昭和35年2月2日告示第87号）により補助金を交付する。

（報 告）

- 第7 本事業を実施した土地改良区は、その達成状況を整理し、実施年度の次年度の4月末日までに達成状況報告書（様式第3号）を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出された達成状況報告書を受けた場合は、実施要領第8の規定により水利施設等保全高度化事業の達成状況を東北農政局長に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年度の本事業から適用する。
- 2 令和元年度における土地改良区の採択申請書の提出期限は、第3の規定にかかわらず、知事が別に定める日までとする。